

鳥取労働局発表  
令和2年11月30日（月）

担  
当

鳥取労働局労働基準部賃金室  
室長 久保田 剛  
室長補佐 西村 巧  
電話 0857-29-1705

## 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金を「時間額809円」に12月30日（水）から改正

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正を、本日、令和2年11月30日（月）官報に公示しました。

令和2年12月30日（水）から、「時間額809円」の効力が発生します。

今年度の改正は、現行の「時間額807円」を2円（0.25%）引き上げるものです。

### 【参考】

#### 1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正の推移について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
時間額	764円	774円	790円	807円	809円
引上げ額	11円	10円	16円	17円	2円
引上げ率	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%
発効日	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R1.12.28	R2.12.30

#### 2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、鳥取県最低賃金（時間額792円）が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

#### 3 「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」との違いについて

「鳥取県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、鳥取県内で働くすべての労働者に対して適用される最低賃金です。

一方、「特定（産業別）最低賃金」は、産業別に基幹労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めているものです。